

くらしと

秋

Autumn

Vol.86

もくじ

- 2 高齢者に多い消費者トラブル
- 3 くらしの安全情報
- 4 おしらせ

2016年 11月(平成28年)

「くらしと」とは？ 消費者としての質の高い暮らしへと導くことを願い「暮らし+Finest=くらしと」と名付けられました。

こんな
消費者トラブルに
気をつけて!

古い家は危険です。
耐震工事を
しませんか?

新しいサービスです。
固定電話と携帯電話が
セットで安くなりますよ!

いつまでも健康に過ごす
ために、サプリメントを
ご案内しています

初回無料

自宅にいることの多い高齢者は、電話勧誘販売や訪問販売
による被害にあいやすいという特徴があります。
また、家庭内での事故も多く報告されています。

消費者トラブルにあわないために、高齢者に多いトラブルの事例をご紹介します
2ページ参照 →

消費生活相談員

大阪府消費生活センターから、被害にあわないための最新
情報を毎月発信! ぜひご登録ください!

メールマガジン 大阪府消費生活センター便り

検索

大阪市消費者センターへの相談事例や最新の注意情報を
毎月発信!

エルちゃんのトラブルバイバイ! ニュース

検索

消費者ホットライン…… 188番(いやや!) お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します



高齢者に多い消費者トラブル



高齢者の三大不安 (お金・健康・孤独)

3K

悪質業者は言葉巧みに不安をあおり、年金や貯蓄などの財産を狙います。

1回だけのつもりが! (通信販売)

「初回お試し価格500円!」「送料のみ!」などと書かれた通信販売の健康食品やサプリメントを、1回だけのつもりで購入したところ、翌月にも商品が届き、高額な請求書が同封されていたので驚いた、といった相談が多く寄せられています。

通信販売にはクーリング・オフの適用はありません。「定期購入である」「3回購入が条件」などの表示があれば、それに従うことになります。購入や返品の内容をしっかりと確認しましょう。

ひとりで悩まず
気軽に相談を!

業者がやって来た! (訪問販売)

突然、業者が家にやって来て「地震に耐えられないので補強工事が必要」「配管が古いので水漏れしている。放っておくと床下が腐り、大変なことになる」「瓦がずれている。このままだと雨漏りで屋根が腐る」などと不安をあおり、高額なリフォームを勧められることがあります。

業者と会話すると、断り切れなくなったり、強引に押し切られたりしがちです。安易にドアを開けず、インターホンで対応するなどしましょう。

訪問販売でリフォームなどを勧められてもその場で契約せず、複数の業者から見積もりを取る、周りの人に相談するなどしましょう。

電話がかかってきた! (電話勧誘販売)

電話で事業者から「電話回線を乗り換えると安くなる」と言われ、大手通信事業者の新サービスだと勘違いして契約してしまったという相談が寄せられています。

平成28年5月に「改正電気通信事業法」が施行され、消費者を保護するルールが充実・強化されました。契約書を受け取った日を含む8日間は、電話やインターネットを利用する「サービス」について、消費者の申し出により、契約を解除することができます。しかし、契約を解除するまでの期間のサービス利用料や工事費、事務手数料は消費者の負担になります。回線の乗り換えは慎重にし、サービス内容をよく理解してから契約するようにしましょう。

家庭内での事故に注意!

高齢者は、ケガをすると重症になりやすい傾向があり、家庭内での事故にも注意が必要です。特に寒くなるにつれ、湯たんぽやカイロの長時間使用により、重いやけどを伴う事故が増加します。

湯たんぽを使用するときは、布団が温まったら取り出して就寝するようにしましょう。カイロは就寝時には使用せず、長時間使うときは、1時間に1回程度、肌の状態を確認するようにし、肌の変色や痛みがあれば、すぐに専門医を受診してください。

「まだ使えるから」と使い続けた古い電気製品は、経年劣化による火災が発生するおそれがあり危険です。

電気製品は、各メーカーが注意喚起や、自主回収(リコール)をおこなっているものもあります。日頃使っている電気製品に不具合のある場合や、長く使用している場合は、メーカーや販売店などで情報を集め、安全に使用しましょう。

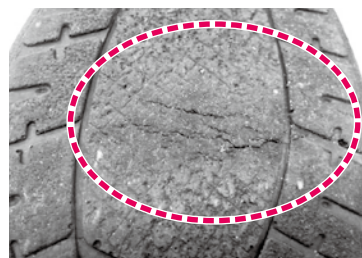
リコール情報サイト

検索

ポリウレタンの劣化に注意しましょう!

相談内容 歩いていたら、3年ほど前に購入した革靴の底が突然剥がれた。

原因 ソール(靴底)が剥がれたあとを調べてみると、接着剤のポリウレタンが変質して粉のようになってポロポロと落ちていた。またポリウレタンの劣化(もろくなった状態)によるヒビが靴底にたくさん入っていた。



□ ポリウレタンって何?

ポリウレタンは、塗料、接着剤、ウレタンフォーム、繊維製品、靴製品、家庭用電気製品、自動車部品など、私たちの身の回りのいろいろなところで使われています。合成皮革を作るときに使用されたり、接着剤として靴底を貼り合わせたりする際にも用いられています。

これらの用途でポリウレタンが使用されるのは、糸の状態で生地には織り込むことで伸縮性を持たせたり、樹脂の状態では生地の表面にコーティングすることで防水性を持たせたりすることができるからです。

! そんな便利なポリウレタンですが、**使用していなくても時間の経過により劣化するという弱点があります。**

例えば...



大事にしまっていた靴なのに結婚式に履いて行ったら、靴底が剥がれてしまった。



長い間履いていなかった登山靴の底が山道で剥がれた。



合成皮革のジャケットがべたつく。



5年前に買った鞍の持ち手がひび割れてきた。

□ ポリウレタンの劣化って、どんなこと?

- ポリウレタンは油脂や空気中の水分、大気ガス、熱、紫外線などの影響を受けて時間が経つと劣化します。
- ポリウレタンの劣化は購入時からではなく、製造された時から徐々に進んでいきます。
- 雨や空気中の湿気によって、一般的には2~3年で破損に至るとわれています。
- 破損の度合いは、着用回数、使用状況、保管状態やポリウレタンの質によって、大きく左右されます。

□ アドバイス

- ポリウレタンの劣化を早めないために
 - (1) 湿気のもりやすい環境を避け、風通しの良いところに保管しましょう。
 - (2) 同じ部分に重みをかけ続けたり、繰り返すこすりこすりして、物理的な負担をかけないようにしましょう。
 - (3) 洗濯やお手入れは、製品についている取扱表示に従いましょう。
- ポリウレタンは靴やバッグ、洋服など、いろいろな物に使われています。使用回数の少ないものでも長期間使用していなかったものは、使用前に点検しましょう。登山靴などは靴底が劣化していると危険です。街中と違い、山道で靴底が剥がれると、大きな事故につながる可能性があります。

くらしのトピックス

電力の小売全面自由化に便乗した販売営業に注意!

「スマートメーターに交換する」と訪問してきた業者に、電気温水器などの勧誘を受けた、という相談が寄せられています。原則として、地域の電力会社から事前連絡が入ることになっていますので、業者が突然メーター交換に来ることはありません。また、メーター交換の際に営業活動を行うこともありません。不審に思われる場合には、地域の電力会社に問い合わせをするなどしてください。お客様番号や供給地点特定番号など検針票に記載されている情報は、電気の供給者変更(契約切替)の際、本人確認に利用されることがある大切な情報です。不審な問い合わせに対して安易に回答しないようにしましょう。

水素を発生するというパック型入浴剤の使用法に注意!

水素を発生するというパック型入浴剤は、湯に入れるとすぐに表面が高温になり、しばらく持続します。直接、入浴剤に触れないようにしましょう。また、湯に入れた直後に取り出すと、高温の蒸気が発生し、やけどをすることもありますのですぐに取り出さないようにしましょう。

入浴剤を浴槽に入れる際は、ぬれた手で触ったり、水でぬらしたりしないようにすることも大切です。

大阪府消費者フェア2016

テーマ	あそんで 学んで 消費者市民社会の第一歩!	日時	11月5日(土) 11時00分～15時30分
場所	大阪府咲洲庁舎1階 フェスパ 【住所】〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 【最寄駅】大阪市営地下鉄中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ(約600メートル) または ニュートラム「トレードセンター前駅」下車、ATCビル直結	内容	●クイズ、お楽しみ抽選会などのステージプログラム など ●手作り・あそびコーナー ●情報コーナー ●パネルコーナー(府内消費者団体・NPO法人) ●消費者教育推進大使のもずやん、まなりくんも登場
主催	大阪府消費生活センター 大阪府消費者フェア2016実行委員会	問い合わせ先	(公財)関西消費者協会 TEL:06-6612-2330
		大阪府消費者フェア2016 検索	

エルちゃんの“わん”デー講座

テーマ	変わる衣類の取扱い表示 ～正しく知って洗濯上手～	日時	11月17日(木) 14時00分～15時30分
内容	近年、衣類などの生産や流通は海外との取引が一般的になっています。また、家庭で使用する洗濯機や洗剤類は多様化し、商業クリーニングの技術も進歩するなど繊維製品を取り巻く環境は大きく変化しました。そこでこのような変化に対応するため平成28年12月1日より新しい表示記号に変更になります。 変更後は国際規格と同じものを用い、これまでの表示と大きく変わるため、新しい表示記号と意味について説明します。	講師	消費者庁表示対策課職員
場所	総合生涯学習センター 第1研修室 【住所】〒530-0001 北区梅田1-2-2-500 大阪駅前第2ビル5階 【最寄駅】地下鉄御堂筋線「梅田駅」、四つ橋線「西梅田駅」、谷町線「東梅田駅」、JR「大阪駅」、東西線「北新地駅」、阪神電車「梅田駅」、阪急電車「梅田駅」	対象	大阪市内在住・在勤・在学の方
申し込み・問い合わせ先	大阪市消費者センター	定員	70人(※申し込み多数の場合は抽選)
		締め切り日	11月10日(木) (締切後も定員に満たない場合は随時受け付けます)
		申し込み方法	電話、大阪市電子申請システム(大阪市消費者センターホームページから)
		その他	一時保育はありません
TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525 URL: http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/page/0000372291.html			

地域講座等のご案内

大阪市では、地域の団体などの要請により無料で講師を派遣し、DVD等を使用しながら、テーマに応じた内容で消費者問題について学んでいただく講座を実施しています。研修などにご活用ください。このほか、くらしのひろばの見学等を行う見学講座もありますので、詳しくはお問い合わせください。

テーマ	悪質商法の被害にあわないために など	時間	30分から2時間程度
開催日	年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日 夜間開催も可	定員	原則 30人以上(※少人数の場合はご相談ください)
申し込み・問い合わせ先	大阪市消費者センター ※ホームページからお申し込みいただけます	その他	会場は大阪市内に限ります。開催希望日の1カ月前までに申し込みください。
TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525			

金融・経済講演会

テーマ	弁護士は見た! 消費者をねらう悪質業者の手口	講師	田村 康正(弁護士)
日時	12月16日(金) 14時00分～15時30分	大阪府警察本部生活安全指導班の寸劇による防犯教室も開催します!お楽しみに!!	
場所	大阪銀行協会 7階 大会議室 【最寄駅】地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目駅」(6番出口上る)	<記載事項> ①12月16日 ②郵便番号 ③住所 ④氏名(フリガナ) ⑤年齢 ⑥電話番号 ⑦同伴者の氏名、年代 ⑧くらしすと	
定員	200人	※お申込み多数の場合は抽選とします。 ※ご提供頂いた個人情報、参加者への案内・運営のために利用し、ご本人の承諾なしに第三者にも開示・提供することはありません。	
申し込み方法	ハガキ、FAXまたはメールでお申し込みください。		
申し込み・問い合わせ先	〒530-8660 大阪市北区中之島2-1-45 日本銀行大阪支店内 大阪府金融広報委員会事務局 TEL:06-6206-7748 FAX:06-6233-6080 メール:osaka@shiruporuto-net.jp		



大阪市消費者センター

ニュートラム「トレードセンター前」駅 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階	
消費生活相談	☎06-6614-0999 毎日 10:00～17:00 (12月29日～1月3日は除く) ※大阪市内にお住まいの方が対象です。
メール相談	ホームページからメール相談にアクセスしてください。(12月28日～1月3日は除く)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/



大阪府消費生活センター

ニュートラム「トレードセンター前」駅 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階	
消費生活相談	☎06-6616-0888 月～金 9:00～17:00 年末年始、祝休日は除く ※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。
メール相談	府消費生活 電子メール相談 検索
ウェブサイト「消費生活事典」	
消費生活事典 検索	
(年末年始、土・日・祝休日に受けた相談の返信は、休み明けになります)	
消費者問題の専門家団体が実施する週末相談(年末年始除く10:00～16:00)	
■土曜日/06-4790-8110 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	
■日曜日/06-6203-7650 公益社団法人 全国消費生活相談員協会	
※お電話をおかけの際は、番号をよくご確認ください。	

